

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則をここに制定する。

平成31年4月1日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第34号

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号）に基づく埋蔵文化財の保護事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査のための発掘に関する届出等)

**第2条** 法第92条第1項の規定による届出は、様式第1号による埋蔵文化財発掘調査届出書により行うものとする。

2 法第92条第2項の規定による指示は、様式第2号による埋蔵文化財発掘調査指示通知書により行うものとする。

3 法第92条第2項の規定による指示又は発掘の禁止、停止若しくは中止の命令に係る内容及びその基準は、別に定める。

(土木工事等のための発掘に関する届出等)

**第3条** 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出は、様式第3号による埋蔵文化財発掘届出書により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による指示は、様式第4号による土木工事等発掘指示通知書により行うものとする。

3 法第93条第2項の規定による指示の内容及びその基準は、別に定める。

(遺跡の発見に関する届出等)

**第4条** 法第96条第1項の規定による届出は、様式第5号による遺跡発見届出書により行うものとする。

2 法第96条第2項の規定による現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令及び法第96条第5項の規定による期間の延長に係る指示の内容及びその基準は、別に定める。

3 法第96条第8項の規定による指示は、様式第4号による土木工事等発掘指示通知書により行うものとする。

4 法第96条第8項の規定による指示の内容及びその基準は、別に定める。

(補則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

埋蔵文化財発掘調査届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

㊟

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法第92条第1項の規定により、関係書類を添えて、別紙のとおり届け出ます。

関係書類

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入する。）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、当該担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書
- 6 調査の目的（別紙の8の詳細な説明）
- 7 調査主体者又は調査機関の概要、経歴及び発掘経歴一覧を記載した書面並びに調査機関の場合にあつては、その設立についての説明書
- 8 発掘担当者の経歴書及びそれを証する書面の写し（別紙の10の詳細な説明）
- 9 発掘調査計画書（詳細な発掘調査全体計画の工程表）

別紙

1	所在地			
2	土地所有者			
3	調査面積			
4	遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )		
5	遺跡の名称	(県遺跡番号 )	員数	
6	遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
7	遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )		
8	調査の目的及び調査の契機	a 学術研究 b 遺跡整備 c 試掘及び確認の調査		
		d 自然崩壊 e その他 ( )		
		f 開発等の事業に伴うもの	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場観光開発 ガス・水道・電気等工事 農業基盤整備 (農道等を含む。) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発 ( )	
	備考			
9	調査主体者又は調査機関	住所		
		氏名等		
10	発掘担当者	住所		
		氏名		
		経歴		
11	着手予定時期	年 月 日	12 終了予定時期	年 月 日
13	出土品の処置			
14	参考事項			

(注) 4、6、7及び8の欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は、その他 ( ) 内に記入する。

様式第2号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

埋蔵文化財発掘調査指示通知書

年 月 日付で届出のあった下記における発掘調査は、文化財保護法の趣旨を尊重し、別紙の指示事項を了解の上、慎重に実施してください。

記

- 1 遺跡所在地
- 2 遺跡の名称
- 3 指示事項
- 4 指示の根拠及び理由

様式第3号（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

埋蔵文化財発掘届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第93条第1項において準用する同法第92条第1項の規定により、関係書類を添えて、別紙のとおり届け出ます。

関係書類

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別紙

1 所在地			
2 面積			
3 土地所有者	住所		
	氏名又は名称		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )		
5 遺跡の名称	(県遺跡番号 )	員数	
6 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
7 遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )		
8 工事の目的等	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ 観光開発 ガス・水道・電気等工事 農業基盤整備(農道等を含む。) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発 ( )		
	工事の計画及び概要		
9 工事主体者	住所		
	氏名等		
10 施行責任者	住所		
	氏名又は名称		
11 着手予定時期	年 月 日	12 終了予定時期	年 月 日
13 参考事項			

(注) 4、6、7及び8の欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は、その他( )内に記入する。

様式第4号（第3条、第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

土木工事等発掘指示通知書

年 月 日付けで届出のあった土木工事等は、文化財保護法の趣旨を尊重し、下記の指示事項により措置してください。

記

- 1 遺跡所在地
- 2 遺跡の名称
- 3 指示事項
- 4 指示の根拠及び理由

様式第5号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

遺跡発見届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法第96条第1項の規定により、関係書類を添えて、別紙のとおり届け出ます。

関係書類

- 1 遺跡が発見された土地及びその付近の地図
- 2 土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

## 別紙

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )	
2 所在地		
3 土地所有者	住 所	
	氏名又は名称	
4 土地占有者	住 所	
	氏名等	
5 発見年月日	年 月 日	
6 発見の事情		
7 現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )	
8 現状の変更	時 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	理 由	
9 出土品 (種類、形状 及び数量)		
10 保護措置		
11 参考事項	開発等面積 m <sup>2</sup>	

(注) 1及び7の欄は、該当項目のない場合は、その他 ( ) 内に記入する。